

令和 7 年 6 月定例会

教 育 警 察 常 任 委 員 会 説 明 資 料
(付託議案関係)

教育警察常任委員会
(警 察 本 部)

令和 7 年度 6 月補正予算県議会説明資料

議案第 1 号（令和 7 年度熊本県一般会計補正予算（第 2 号））

歳 出

【 警 察 費 】										(単位：千円)
事 項 別 明 細 書 頁 数	目 名	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明	
					特 定 財 源			一 般 財 源		
					国 支 出 金	地 方 債	そ の 他			
31	警察本部費	34,865,131	9,720	34,874,851				9,720	1 警察一般管理費 <u>9,720</u> 所得税制度改正に伴うシステム改修 ・ 年末調整事務のシステム改修に要する経費 9,720	
警察費 計		45,042,000	9,720	45,051,720				9,720		

令和6年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について（報告第1号）

（単位：円）

議 案 数 頁	款	項	事 業 名	予 算 額	翌年度繰越額	繰 越 の 理 由
55～56	警察費	警察管理費	警察施設維持管理費	1,148,435,000	242,853,000	計画・設計に関する諸条件 （県庁舎空調機更新工事等に係る設計・計画の見直しにより年度内完了が困難）
			警察施設整備費（単独事業）	404,512,000	238,041,660	計画・設計に関する諸条件 （宿舍改修工事等の入札不調により年度内完了が困難）
		警察活動費	警察活動基本経費	576,213,402	19,509,000	資材の入手難 （車両製造の遅延等により年度内納品が困難）
警 察 費 計				2,129,160,402	500,403,660	

第 15 号

熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例
熊本県風俗案内業の規制に関する条例（平成30年熊本県条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号エ中「第50条第1項第4号」を「第50条、第51条第1項第4号」に、「第52条第1号又は第53条第1号」を「第53条第1号又は第54条第1号」に改める。

附 則

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第45号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（提案理由）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

条例案の概要

1 条例の名称

熊本県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例

2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の一部改正に伴い、関係規定を整理する必要がある。

3 内容

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正に伴う所要の規定の整理を行う。（第4条関係）
- (2) この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第45号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

熊本県風俗案内業の規制に関する条例（平成 30 年熊本県条例第 58 号）新旧対照表

旧	新
(欠格事由) 第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、風俗案内業を行ってはならない。 (1) (略) (2) 1 年以上の拘禁刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して 1 年未満の拘禁刑若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者 ア～ウ (略) エ 法第 49 条、第 50 条第 1 項第 4 号 から第 9 号まで、<u>第 52 条第 1 号又は第 53 条第 1 号若しくは第 2 号に規定する罪</u> オ～キ (略) (3)～(9) (略)	(欠格事由) 第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、風俗案内業を行ってはならない。 (1) (略) (2) 1 年以上の拘禁刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して 1 年未満の拘禁刑若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者 ア～ウ (略) エ 法第 49 条、第 50 条、<u>第 51 条第 1 項第 4 号から第 9 号まで、第 53 条第 1 号又は第 54 条第 1 号若しくは第 2 号に規定する罪</u> オ～キ (略) (3)～(9) (略)

報告第 15 号

専決処分 of 報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 7 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日及び場所で発生した和解の相手方使用の車両等と熊本県警察職員が運転する公用車による交通事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年5月27日専決

熊本県知事 木 村 敬

番号	発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	損害賠償の額	和解事項
1	令和6年11月25日 福岡市博多区比恵町地内	株式会社ビジネス コンサルタント 福岡支店 (車両所有者) 普通乗用車	98,219円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。
2	令和7年1月14日 八代市坂本町地内	有限会社東宝産業 (車両所有者) 準中型貨物車	33,330円	

番号	発 生 日 発 生 場 所	和解の相手方 相手方の車両等	和 解 事 項
3	令和6年8月15日 大分県日田市大山町地内	個 人 (車両所有者) 軽乗用車	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

4	令和7年1月24日 熊本市西区域山半田地 内	個人 (車両所有者) 普通乗用車	
---	------------------------------	------------------------	--

警察本部

番号	和解及び損害賠償 の相手方	過失割合、損害額及び過失相 殺後の賠償額	事 故 の 状 況
1	個 人 (車両所有者)	県：相手方＝１０：９０ ----- 県 ６６４，６５３円 相手方 １１５，７６０円 ----- 0円	令和６年８月１５日午後５時１０分頃、大分県日田市大山町西大地内において、捜査中の玉名警察署員運転の公用車が、国道を直進中、動静不注視により、左方から流入してきた相手方車両と衝突したもの
2	株式会社ビジネスコン サル福岡支店 (車両所有者)	県：相手方＝１００：０ ----- 県 0円 相手方 98，２１9円 ----- 98，２１9円	令和６年１１月２５日午前１０時５分頃、福岡市博多区比恵町地内において、捜査中の熊本北合志警察署員運転の公用車が、駐車枠に駐車する際、後方の安全不確認により、停車中の相手方車両に衝突したもの
3	有限会社東宝産業 (車両所有者)	県：相手方＝９０：１０ ----- 県 61，710円 相手方 43，890円 ----- 33，330円	令和７年１月１４日午後０時３０分頃、熊本県八代市坂本町鮎田地内において、業務中の多良木警察署員運転の公用車が、進路変更する際、右方の安全不確認により、直進中の相手方車両と衝突したもの
4	個 人 (車両所有者)	県：相手方＝１０：９０ ----- 県 145，000円 相手方 276，000円 ----- 0円	令和７年１月２４日午後２時１０分頃、熊本市西区城山半田地内において、業務中の熊本南警察署員運転の公用車が、県道を直進中、動静不注視により、車線変更しようとした相手方車両と衝突したもの